

—ICAにおける「声明」「宣言」の検討—

21世紀における協同組合のアイデンティティ

背景報告 イアン・マクファーソン

序文

マンチェスター大会と本論文の目的

国際協同組合同盟は、1995年9月のマンチェスター大会において、協同組合のアイデンティティに関する声明を検討する。この声明には次のものが含まれることになる。すなわち、協同組合の定義、この運動の主要な価値の提示、ならびに21世紀初頭の協同組合組織を導くことを意図した改訂諸原則である。

本論文は、そうした声明が形成されてきた状況について解説するとともに、いくつかの主要な問題、とくに原則の再検討の中での問題点について掘り下げようとするものである。

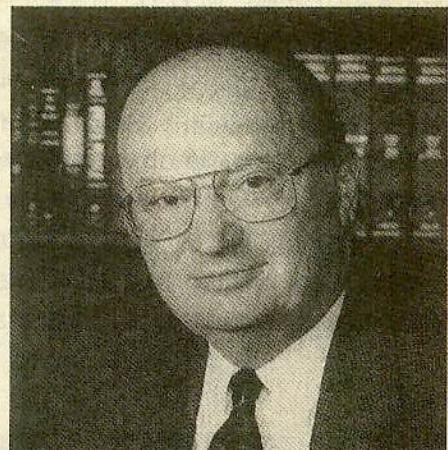
協同組合原則改訂の意義

国際協同組合同盟は、1895年の創設以来、協同組合を定義し、協同組合が基礎とすべき諸原則を掘り下げる上で、究極的な権威であり続けてきた。同盟は、協同組合原則についての公式の宣言を、1930年および1960年の、2度にわたって行っている。1995年の声明の場合と同様に、かつての2度の宣言も、同時代の世界の状況の中でいかに協同組合原則を解釈すべきか、という点について説明しようとするものであった。

こうした定期的な原則の見直しは、協同組合運動にとっての強さの源泉である。それらは、変化する世界にどのように協同思想を適用することができるかを示すとともに、協同組合が新たな挑戦課題に応えるために、どのように自らを組織することができるかを提案するものである。

変化の底流をつらぬく哲学的核心

協同組合運動は、着実に変化し発展しつつある。



だが、そうした変化の根底には、すべての人間にに対する根本的尊敬と、相互扶助を通じて経済的・社会的に自らの状態を改善する人間の能力に対する信頼が、つらぬかれている。さらに協同組合運動は、経済活動に民主主義的手続きを適用することが、可能かつ望ましく、効率的であることを確信している。協同組合運動は、民主主義的に管理された経済組織が、共同の福祉に貢献するものであることを確信する。1995年の原則の声明は、こうした核心となる哲学的観点に基づくものである。

多様な協同組合の共通の土台

協同組合が発生する根拠は、協同組合の種類によって異なっている。協同組合は世界中に、きわめて多様な形で存在して、多様なニーズに応え、多様な社会の中で繁栄している。協同組合のアイデンティティに関する文書を準備する、主要な理由の一つは、こうした多様性を反映して、活動内容や存在場所に関わりなく、あらゆる協同組合に当てはまる規準を明示することである。声明は、とりわけ、重要なすべての伝統的協同組合潮流が

成功し、効果的に協働できるような、共通の土台を提供するものである。

5つの伝統—①消費者協同組合

歴史的に、最も強力な伝統は、1844年に組織されたロッヂデール公正開拓者組合と結びついている。その本来的な形態においては、ロッヂデールの伝統は、消費者の協同に基づく新しい世界秩序の創造を展望するものであった。ロッヂデールのより特別の貢献は、19世紀末と20世紀初頭のイギリス、およびその他の世界中の国々で発生した、消費者協同組合の強力な運動の先駆けとなったことである。消費者協同組合は、世界中の多くの国々で、傑出した重要な役割を果たし続けている。世界人口が増加し、食糧問題がますます困難になっていくにつれて、消費者協同組合の役割は、さらに重要になっていくであろう。

理論的なレベルでは、消費者運動は、協同組合原則をめぐるあらゆる討議の中で、中心的位置を占めてきた。それは、ロッヂデール組合の「法と目的」の中のいくつかの規則と運営手続きが歴史的な役割を果たしたためである。ロッヂデールの影響は、ICAのかつての2度の原則に関する声明の基礎となった。それは、1995年の改定においても中心的位置を保っている。

②協同組合銀行

第2の強力な伝統（現実には一連の諸伝統）は、多様な形での協同組合銀行と結びついている。世界中の協同組合銀行部門の大半は、19世紀半ばのドイツのフリードリッヒ・ライファイゼンとヘルマン・シュルツェーデーリッヒの開拓的努力に由来している。彼らが発足に大きく寄与した協同組合銀行の運動は、世界中に広がった。まずイタリアとフランスで、そして信用組合の形をとって北アメリカで、多様な人々のニーズに応えるために、ライファイゼンとシュルツェーデーリッヒの銀行の構造と基本目的が、広範かつ率直に採用された。より最近では、協同組合銀行は世界のその他のすべての地域で成功し、劇的な進展を続けている。銀行は、国際協同組合運動の中で最も急速

に成長しつつある部門である。

③第1次産業の販売協同組合

第3の伝統は、農業、漁業、林業などの第1次産業で生み出される商品の販売と結びついている。この伝統には、19世紀後半のデンマークの農民たちによる組織改革が大きく貢献している。しかし、その形態は、技術と販売面の変化に適応する第1次産業の生産者たちの創造性や、適応能力、および文化を反映して、世界中できわめて多様である。第1次産業の販売協同組合は、国際的には、最も採用され成功している協同組合組織形態の一つであったし、現在もそうあり続けている。

④サービス協同組合

第4の伝統は、広範なサービスを提供する協同組合を包含するものである。ここには例えば、保険、健康、住宅、および保育の協同組合が含まれる。この伝統は、ある場合は他の種類の協同組合と結んで、ある場合は独立に、いくつかの巨大な協同組合をつくりだしてきた。サービス協同組合は、大規模かつ多様な成長の能力を持った分野である。

⑤生産者協同組合

第5の伝統は、働く者が自らの労働現場を直接に制御する、生産者協同組合である。初期において最も成功した生産者協同組合企業は、フランス、イタリアおよびベルギーに存在した。この伝統は、ほとんどあらゆる国で、豊かで多様な部門を創造してきた。生産者協同組合が無限に適用できることは明らかであり、労働現場が急速に変化しつつある世界において、その潜在力には測りしれないものがある。

協同組合の多様な発展にむけて

協同組合のアイデンティティに関する1995年の声明を通じて、国際協同組合同盟は、これら5つの伝統のすべてを、正式に対等なものとして受け入れる。声明は、それぞれの伝統が持つ生命力を認め、また、その起源のいかんにかかわらず、それぞれの伝統が、多様な社会や文化の中に、多様な形で採用されることを認める。

声明はさらに、あらゆる種類の経済的・社会的・政治的環境の下にある協同組合に対して、平等に役立つことをめざしている。声明は、基本原則に忠実に、他から学んで、しかし自らのニーズや経験、文化に従って組織を形づくることによって、あらゆるグループが自らの協同組合運動を、独自な形で創造することを認める。1995年の声明は、多様性を受け入れ、かつ喜びとするものである。

各部門は独自の運営原則を

さらにアイデンティティに関する声明は、あらゆる種類の協同組合が機能できる全般的な枠組みを提供するものである。けれども協同組合のそれぞれの伝統や部門は、独自のニーズや優先順位を持つことができる。したがって、各部門は、とくに同時代の環境に照して、一般原則が自らの運営にとって何を意味するかを示すために、「運営原則に関する声明」を準備してきたし、また準備しつつある。

さまざまなグループ間の協同のために

最後に、声明は、国際的運動が、財やサービスの生産者や消費者として、貯蓄者や投資者として、また労働者として組織された人々のグループの間での利害の調整を助ける、かけがえのない機会を提供するものであることを言外に認めるものである。共通の枠組みを提供することによって、声明は、あらゆる種類の協同の努力のために、理解と共同活動、ならびに地平の拡大を促進しなければならない。

I. 原則改訂の根本理由

国際協同組合運動が直面する挑戦課題

国際協同組合運動は、いま、いくつかの特別な挑戦課題に直面している。このために、1995年という時点で協同組合のアイデンティティを明確にすることが、必要かつ有益となっているのである。

市場経済の世界的拡大

1970年から1995年までの間に、世界中で市場経済が急速に拡大した。伝統的な貿易の障壁は決定的に変化し、そうした変化の多く——例えば、自由貿易圏の創設や、政府の農業援助の縮小、金融産業における規制緩和——は、多くの協同組合が機能してきた経済的枠組みを脅かしている。自らがが繁栄していくために、多くの場合、単に生き残るためにすら、こうした変化に協同組合はどう対処していくのか。このことを、協同組合は説明しなければならない。

多国籍企業との競争の中に

こうした変化は、必然的に、多くの協同組合がこれまでよりはるかに激しい競争に直面しているということを意味する。現代の先端的な通信手段を駆使することによって、資本は最も有利な投資先を求めて、最小限の障害で世界中を駆けめぐっている。

このことは、経済的には、多くの協同組合が多国籍企業との競争に巻き込まれることを意味している。しかも多国籍企業の多くは、協同組合にはない、資本や法制上の優位性を持っている。

資本主義企業賛美の風潮の中で

思想や国民世論のレベルでは、資本家所有企業の長所を無批判的に賛美する国際的なメディアや教育機関が、協同組合の前に立ち塞がっている。したがって、民主主義的に制御される企業の価値が、直接、間接に問題視されるようになっている。

実際、資本主義企業賛美は、北大西洋諸国をはじめとして、多くの人々の協同組合への信頼を脅かしている。それゆえに、協同組合を独自の、価値ある存在たらしめるものについて、その明瞭なビジョンを提示することが必要なのである。

中・東欧における協同組合の再生

中・東欧では、中央統制経済の没落を契機に、協同組合の役割が疑問視されるに至った。この事態は、逆説的に、協同組合企業の再生にも道を開く

いたが、新しい運動の促進方法に対する明瞭な理解がある場合に、はじめて協同組合の再生は実現可能になるだろう。

アジア、ラテン・アメリカ、アフリカにおける協同組合の発展

同時に、アジア諸国の急速な経済拡大、さらにはラテン・アメリカやアフリカ地域の経済成長が、協同組合の発展にとってまたとない機会を提供している。こうした協同組合の発展は、国際協同組合運動に新しい視野をもたらすとともに、伝統的な仮定に挑戦し、何よりも新たな情熱を呼び起こすものである。こうした機会をつかむためには、急速な変化を経験しつつある社会において協同組合が役割を果たすあり方を、明瞭に画定しておくことが必要なのである。

人口の増大と資源・環境の限界

その他にも挑戦課題がある。世紀が終わりに近づくとともに、次のような認識が広がっている。すなわち、人類の食糧その他の商品の生産能力の増大よりも早く、世界の人口が増大していく恐れがある、という点である。人間家族が無限の未来にわたって自らをどのようにすれば維持できるのか、という懸念には十分な理由がある。地球が生産できるものには限界があること、人類はもっと環境を尊重しなければならないこと、彼らは資源をより賢く使う方法を学習しなければならないこと——こうした点についての認識が広がっている。

持続可能なコミュニティの組織

個々のコミュニティをどうしたら資源が許す程度に持続可能に組織することができるか、が関心的になっている。世界の一部地域においては、工業社会からポスト工業社会への移行によって、これまで多くのコミュニティや、ある場合には国全体の発展を支えてきた経済基盤が完全に変化させられた。コミュニティは、自らの資源の新たな組織方法を見出して、新しい現実に適応すること

が必要になっている。協同組合は、こうした挑戦課題に応える一助となることができるが、そのためにも、繊細で敏感な自らの活動方法を理解しなければならない。

貧困の軽減と人間的正義の実現

また、人間的正義という問題についての、深い関心がある。協同組合は、人間存在に対する根本的尊敬に基づく組織として、この問題の解決を助けることができる。社会的正義に関わる問題は、かなりの程度、貧困の結果である。協同組合は、人々が自分たち自身の利益のために自らの資源を最も効果的に組織することを可能にする組織であり、それゆえに貧困を軽減するために多くのことをなしうる。けれども、そうしたことをなしうるためにには、自らが何であり、いかに活動するかについての明瞭なイメージを、協同組合は提示しなければならない。

深刻な対立の克服

協同組合は、人々が宗教や民族（エスニック）、性、および言語に関わる深刻な対立問題を克服していくことを促すものもある。協同組合は過去においてしばしばそのような活動を行ってきた。協同組合がこの問題に心を碎いていくならば、将来においてもそうした活動が可能であろう。

歴史と現代の二つの視点から

協同組合のアイデンティティに関する声明は、それゆえ、歴史的な枠組みと、現代的状況の、双方において検討されなければならない。本論文では、以下、こうした二つの観点から声明の各部分に関して、簡単にではあるが検討を行なう。

II. 協同組合の定義

1. 定義の前半

声明の協同組合の定義の前半は、次のように述べている。「協同組合は、共同所有され民主主義

的に制御される企業を通じて、共通の経済的・社会的ニーズをみたすために、自主的に団結する諸個人の自律的な連合体（アソシエーション）である。」

最小限の定義と適用可能性

協同組合に関するこの記述は、最小限の声明をめざしたものであって、「完全な」協同組合の定義をめざしたものではない。協同組合の種類の違いによって組合員の参加も多様であること、また組合員は自らの活動の組織方法において一定の自由を有することを認めて、広い視野からこの記述はされている。この定義は、法律の起草や組合員教育、公衆への情報伝達、および教科書の作成において、有益なものとなるよう、期待されている。

協同組合の性格規定

定義のこの部分は、協同組合の次のような性格をも強調している。

①自律性

a) 協同組合は自律的である。すなわち、協同組合は政府と私企業から可能な限り独立している。

②「人々の連合体」

b) 協同組合は「人々の連合体」である。このことは、「人々」についても、協同組合が自ら選んだ法的形態の範囲で、自由に定義しうることを意味する。

世界中の多くの第一次協同組合は、個人のみを加入させる方法を選択している。その他の多くの第一次協同組合は、「法人」の加入を認めている。この場合、司法当局の多くは、会社をこれに含めて、他のあらゆる組合員と同様の権利を会社にも拡張している。第一次レベル以上の協同組合の構成員は、通常、協同組合である。いずれの場合も、この問題の協同組合による望ましい取扱い方法については、組合員組織が決定しなければならない。

③自発的な団結

c) 人々は「自発的に」団結する。協同組合の組合員組織は、強制的なものであってはならない。

協同組合の目的と資源の範囲内において、組合員の加入あるいは脱退は自由でなければならない。

④共通のニーズの充足

d) 協同組合の組合員は、「共通の経済的・社会的ニーズをみたす」。これは、協同組合が組合員のために組織されることを強調したものである。組合員のニーズは單一で有限なものかも知れないし、多様なものかも知れない。純粋に経済的なものかも知れないし、社会的なものかも知れない。しかし、ニーズがどのようなものであるかにかかわりなく、ニーズこそ協同組合の中心的な存在目的である。

⑤企業の共同所有と民主主義的制御

e) 協同組合は、「共同所有され、民主主義的に制御される企業」である。この文言は、協同組合が本来、所有権を組合員に配分すること、そして民主主義的基礎の上に所有権の配分を行うことを強調するものである。所有権のこの二つの性格は、その他の種類の企業、とりわけ資本が制御する企業や政府統制組織から協同組合を区別する上で、特に重要である。

2. 定義の後半

定義の後半は、次のように述べている。「各協同組合は、最も効果的に組合員のニーズをみたすことができるよう、連合、同盟その他の共同活動の形で、地域的、地方的、全国的、国際的に連携する。」

開かれた連合組織

定義のこの部分は、協同組合が単に地域的な組織ではないことを、組合員や政府の役人、公衆に伝え、想起させるものである。ほとんど例外なく、協同組合は他の協同組合と、共同の努力の中で連合している。このことは、協同組合法制や協同組合に関わる税制、協同組合の将来的発展の可能性を考える上で、とくに重要な点である。

実際、協同組合が地域レベルで組合員のために行うことだけでは、協同組合は自らの可能性の一

部を実現するにすぎない。より広い枠組みの中で経済的・社会的な力を効果的に蓄積することによって、協同組合ははじめて自らの可能性を十全に發揮することができるのである。

この文は、より広い連携関係の特性と重要性を組合員が理解するように保証する責任を、地域協同組合が持っていることをも意味している。このことは、組合員に対して、地域協同組合に払っている忠誠心と同様の忠誠心を、より広い協同組合機構にも向けることを、求めるものである。

協同組合間協同の性格

最後に、定義のこの部分は、協同組合の協働の方法が持つ3つの性格をとくに述べたものである。

①地域的、地方的、全国的、国際的協働

a) 協働の方法は、「地域的、地方的、全国的、国際的に」連合することが考えられるし、一般にそのように行われている。現在の経済的状況の下では、協働の可能性が4つのレベルのすべてにあることを強調することが重要である。

グローバル化が起こる中で、地域または地方的基盤の上にある資源を動員して、コミュニティの経済開発を促進したり、市場の適所をみたす機会が出てくることが考えられる。また、グローバル化によって、協同組合が全国的、国際的なレベルで資源をプールすることが、望ましく、ますます必要になっている。市場の枠組み全体がかつてなく国際化していく中で、そうすることによってはじめて、協同組合のいくつかは生き残りの希望をつかむことができるであろう。

②多様な協働形態

b) 協同組合は、「連合、同盟その他の共同活動の形で」連合する。歴史的にみれば、これまで協同組合が協働する場合には、連合の形態が好まれた。その理由の一部は、連合が民主主義的制御のシステムに容易に適応できたからである。けれども協同組合は、経済活動や教育計画、および政府との関係において、他の種類の同盟を組織し、共同の取り組みを行なっている。

こうした連携の必要がさらに増大し、その利点がはかり知れないものとなることが考えられる。それゆえ、団結の方法は柔軟であることが重要である。

経済の活動領域を超えた協働

経済の諸活動間の伝統的な境界がなくなっている、協同組合がこうした変化を活用しうる独自の立場にあることはまちがいない。例えば、食糧の生産・流通においてアグリビジネスがますます支配的になる中で、生産協同組合が消費者協同組合と協働する機会を拡大し、相互に利益を得ることが、不可欠になっている。また、金融サービスが世界中で統合されていく時代にあっては、多様な金融協同組合の協働の機会が拡大されなければならない。

政府に対する共同の働きかけ

協同組合があらゆるレベルの政府に働きかけを行なうことも、ますます必要になっている。協同組合がその中に否応なく置かれている政治の構造が、かつてなく変動している。協同組合が自らの力を結集し、地域、地方、国、そして国際のあらゆるレベルの政府から、よりよい理解を得られるようにすることが必要である。

③長期的視野に立った組合員ニーズの実現

c) 協同組合は、「最も効果的に組合員のニーズをみたすことができるよう」協働する。この文言は、協同組合間の連携の性格を決定するのは、組織や経営者、あるいは選出された指導部のニーズではなく、組合員のニーズであることを示すものである。組合員のニーズは、また、「効果的に」みたされなければならない。「効果的に」ということは、効率性を含意するとともに、良い価値を前提している。

けれども、このことは、協同組合が単なる組合員への直接的配当に専念すべきだということを、必ずしも意味しない。多くの場合、組合員のニーズは、食糧や住宅、金融サービス、仕事など、長期的なものであり、それゆえ、組合員の長期的利益を念頭において、資源の慎重な運用が本質的に重要なのである。

III. 協同組合の価値について

協同組合の思想性と倫理性

協同組合運動には、長くかつ傑出した思想の歴史がある。この一世紀の間、それぞれの世代において、協同組合思想への大きな貢献がなされてきた。その思想の大半は、協同の価値に関わるものであった。

同時に、世界中の協同組合は、世界的な大宗教やイデオロギーを含む、信条体系の宝庫の中で発展してきた。協同組合の指導者やグループは、必然的にこうした信条体系から影響を受けてきた。それゆえ、協同組合運動内部には、倫理的行動に関する長期的な関心と討議が存在するのである。

価値検討の理論的土台

したがって、協同の本質的価値に関する合意の達成は、複雑な仕事である。1990年から1992年にかけて、スウェーデンのスペン・オーケ・ベーク氏の指導の下に、国際協同組合同盟の会員、および独立の研究者たちが、協同の価値の特質について、広範な討議を行なった。この研究の成果は、ベーク氏著、国際協同組合同盟発行の『変化する世界における協同組合の価値』に現わされている。この本は、W. P. ワトキンス著『協同組合原則——今日と明日』と並んで、協同組合のアイデンティティに関する声明が出発するための、大きな理論的土台を提供してくれた。協同の価値をより深く追求しようとする、すべての人々に、この二つの本をとくに推薦したい。

1. 基礎となる価値

1995年の声明は、価値に関して次のように述べている。「協同組合は、自助、相互責任、平等、公正という価値に基づいておく。協同組合は、そのあらゆる活動において、正直、公開、ならびに社会的責任をつらぬく。」

①自助—「人民」としての発達

「自助」は、すべての人々が、自らの運命を最大限制御するために闘うことができるし、闘うべきだ、という信条に基づくものである。個々人の経済的・社会的な条件の改善に対して協同組合がなしうる独自の貢献は、他の人々との連合を通じて達成される。人が個人として試みられること、達成できることには限界がある。共同の活動を通じて、とりわけ市場において、あるいは政府に対して、グループの共同の影響力を拡大することによって、人はより多くのことを達成することができる。自分たちの協同組合の成長を促進する中で、諸個人は人民として発達する。自らが学んだ技術によって、仲間の組合員から得た理解によって、自らがその一部であるより広範な社会について得た洞察によって。こうした技術と理解は、他の試みにも拡張することができ、かつては限られた影響力しか持っていたなかった人民が力量を獲得する重要な形態となっていく。

②相互責任—私的結合をこえて

けれども、自助は、単に限られた個人的利害がとる仮りの姿として、理解すべきものではない。相互責任がそれだけ重要である所以である。協同組合は、組合員の連合体以上のものである。それは共同体でもある。組合員と指導者は、次のことを保証する責任を持つ。すなわち、すべての組合員が可能な限り公平に待遇されること。全体の利益を最高のものとすること。従業員（彼らが組合員であるか非組合員であるかを問わず）や、協同組合に関わる非組合員を公平に待遇するための一貫した努力を行なうこと、である。

協同組合所有の発展を

相互責任は、協同組合が自分自身に基礎をおく存在であることをも意味する。協同組合は、組合員の共同の利益に対して責任を持つとともに、集団に属する資金的・社会的資産を所有する。これらの資産は、共同のエネルギーと参加の成果物である。

③平等一人格にもとづく組織

協同組合は平等に基礎を置く。協同組合の基礎単位は、組合員である。この場合、組合員は人間、

あるいは人間の集団のいずれかである。人格に基づくという点こそ、資本の利益によって制御される企業から協同組合を区分する、主要な特徴の一つである。

平等な参加にむけた不断の挑戦

組合員は、参加の権利、知らされる権利、意見を聞かれる権利、一定の意思決定に参加する権利を有する。組合員は、可能な限り平等な形で連合すべきである。これは、巨大協同組合や協同組合の連合体では、時に困難な課題である。実際、平等の達成と維持のための努力は、すべての協同組合にとっての持続的な挑戦課題である。それは結局のところ、単に規則を表明することではなく、事業の遂行する上での実践的試みによって達成されるものである。

④公正—とりわけ報酬の分配における

同様に、協同組合の内部で公正を達成することも、持続的で終わりのない挑戦課題である。公正は、何よりもまず、協同組合内部における組合員に対する処遇のあり方に関わっている。組合員は、協同組合への参加に対する報酬のあり方において、公正に処遇されなければならない。通常、この報酬は、取引高配当や、組合員名義の資本積立て、料金の割引を通じて行なわれる。理論的観点からも、公正は、協同組合にとってきわめて重要である。なぜなら、公正こそが、投機ではなく、人の貢献に基づいて所得や富を分配するように試みるあり方だからである。

2. 活動につらぬかれるべき価値

声明は価値について、協同組合が「そのあらゆる活動において、正直、公開、ならびに社会的責任をつらぬく」ことを強調して締めくくっている。もちろん他の種類の組織も、こうした実践を強調し、従うことがあるという議論は十分成り立つ。けれども、これらの実践的規範は、協同組合の内部に特別の位置を占めているがゆえに、価値として包含されるのである。

①正直—公正な取引

ロッチデール開拓者において最も明瞭なよう、19世紀の初期の協同組合の多数は、計量や品質において、正直であることに特に心を砕いてきた。このことは、市場において協同組合を際立たせるものであった。世界の多くの地域における金融協同組合は、正直な利子支払の計算によって、高い評価を得てきた。多くの農業協同組合は、高い品質や農産物への正直な表示に対する配慮によって、繁栄してきた。

②公開—組合内外への情報の開示

正直についての個別の伝統と並んで、およそ協同組合は、自らの組合員との正直な取り引きに配慮しなければならない。ひるがえって、そのことは非組合員との正直な取り引きにつながるものである。同様の理由から、協同組合は公開を志向する。すなわち、協同組合は公的組織であって、組合員組織に対して、また通常は政府に対しても、自らの事業に関する重要な情報を定期的に開示する。協同組合はまた、組合員、非組合員を問わず、顧客が財やサービスを購入するために知る必要がある、すべての情報を提供する用意がなければならない。

③社会的責任—コミュニティづくり

最後に、協同組合は、部分的には社会的機関である。協同組合は、コミュニティの構成員に門戸を開き、諸個人の自助をたすけることに心を砕かなければならない。協同組合は、部分的には、彼らが属するコミュニティの共同の機関である。そのコミュニティは、多くの場合、複数にまたがっている。協同組合は、ロバート・オウエンやアンリ・サン・シモンにさかのぼる伝統をも引き継がなければならない。それは、コミュニティの中の諸個人の健康に対する配慮である。協同組合は、したがって、「そのあらゆる活動において」社会的に責任ある存在となるよう、努力しなければならない。

協同組合における特別の意義

要するに、正直、公開、社会的責任といった価値は、あらゆる種類の組織に見出される価値かも

知れないが、にもかかわらず、協同組合企業の内部においてそれらは特に強い説得力と否定しがたい意義を持っているのである。

IV. 協同組合の原則

1. 原則の「前書き」について

多くの人々は、原則を、文字通り従うべき、厳格な指令として理解している。ある意味で、これは真実である。原則の中にこそ、ものごとを測る基準が与えられていなければならぬからである。また、ある行為を制限し、さらには禁止さえする一方、他の行為を奨励することによって、協同組合のあるべき組織方法を提示するのが、原則だからである。

人々を力づける「羅針盤」として

しかしながら、原則は指令以上のものである。それらは羅針盤でもある。協同組合が与えられた原則に文字通り従っているかどうかを問うだけでは不十分である。協同組合が原則の精神に従っているかどうか、原則が個人と集団に与えるビジョンが、協同組合の日々の活動の中に根づいているかどうかを知ることが、同じように重要である。その意味で原則は、定期的に見直す、陳腐なリストではない。原則は、人々に力を与える枠組みであり、エネルギーを高める動因である。人々は、原則を通じて未来をつかみとる。

諸原則の相互連関と構成

協同組合の心臓を成す諸原則の一つ一つは、お互いに独立したものではない。それらは、一つを無視すると、全体が価値を減らすように、微妙につながりあっている。

1995年の声明では、7つの原則が掲げられている。すなわち、組合員組織、民主主義、経済組織、教育、協同組合間協同、自律、およびコミュニティである。最初の4つの原則は、あらゆる協同組合にあてはまる内的なダイナミズムについて触

れ、残りの3つは、協同組合と他の協同組合や外部世界との関わり方に触れたものである。

2. 組合員組織の原則

1) 組合員が主権者たる組織

組合員組織の原則の冒頭の文は、次のように述べている。

—「協同組合の第一の目的は、慎重かつ効果的な方法によって、自らの組合員にサービスを行なうことであり、適切な場合には非組合員にもサービスを行なうことである」。

①組織を動かすのは組合員

協同組合は、組合員が動かす組織でなければならない。協同組合は、組合員のニーズを中心に発展しなければならない。この場合のニーズは、短期と長期の両方の観点からとらえられたものである。適切にも組合員集会と呼ばれている会議が、あらゆる協同組合の究極の権威である。選出された指導者や、経営者、(適切であるならば)従業員、および公衆の利益、これらすべてが協同組合においては重要な役割を果たす。けれども、協同組合の機構や目的、および基本政策を承認すべき究極の主体は、組合員なのである。

②員外利用についての考え方

多くの保険協同組合の場合に最も明らかなように、多くの協同組合は、非組合員にもサービスを行なっている。相当な数の非組合員にサービスを行なうことは、多くの協同組合の協同的な参加を低下させる可能性を伴うが、はるかに重要なことは、多数の人々が協同組合運動の利点について学ぶ、新たな道がそれによって提供されることである。

協同組合がサービスを組合員だけに行なうか、非組合員に対しても行なうかは、協同組合が従事する事業の種類や、組合員の姿勢、協同組合の活動を規定する法的枠組みに従って、協同組合が決定すべき事柄である。

③慎重で効率的な事業運営

組合員だけにサービスを行なうかどうかにかか

わりなく、協同組合は「慎重かつ効果的な方法」によって、その事業を行なわなければならない。このことは、協同組合が、そのあらゆる事業において良い価値を持つものを見出さず、それを提供することに努めなければならないことを意味する。協同組合は、他の協同組合や政府からの援助にいつまでも頼ることはできないし、組合員の忠誠心にもたれかかるようになってはならない。協同組合は、自分自身の経済的・社会的資源の動員に力を集中して、系統的に積み立てを行ない、自分自身の発展に責任を負わなければならないのである。

2. すべての人に開かれた組織

組合員組織の原則の第2の文は、「協同組合への加入のあり方に言及している。ここでは、次のように述べられている。「協同組合は、協同組合の活動に貢献し、またそこから利益を享受することができるすべての人々に対し、組合員としての加入を受け入れられる能力の範囲内で、門戸を開放する。」

①受入れ能力の範囲内で

「組合員としての加入を受け入れられる能力の範囲内で」という文言は、協同組合が特別の目的のために組織され、多くの場合、一定の種類の組合員または限られた数の組合員に対してのみ、効果的にサービスを行なえることを認めたものである。漁業協同組合は、本質的に漁民にサービスを行なうものであり、住宅協同組合は、多くの人に住宅だけを提供するものである。

②自発的な加入

「協同組合は、自発的な意志にもとづく開かれた組織である」という表明は、人々は協同組合への参加を強制されてはならない、という理念を再確認したものである。強制された組合員は、情熱的な組合員にならないどころか、補助的な組合員にすらなりえないであろう。組合員組織の自発的性格は、民主主義や教育、および自律の各原則と結びつけて理解されなければならない。

③差別の禁止

協同組合は、「政治的・宗教的・性的ないし社会的差別なく」門戸を開いていなければならぬ、ということは、19世紀における協同組合の発生の根本にあった、一般的誓約を再確認するものである。協同組合運動は、普遍的観点を保持している。例えば協同組合は、異なる政治的信条を持った人々が、経済的・社会的目的のために力を合わせて協働することを、長年にわたって認めてきた。その意味で協同組合は、19世紀後半と20世紀にあまりにも多くの緊張と不安、そして戦争を生み出してきた、伝統的なイデオロギーを超えてきたのである。

宗教的差別の禁止

ほとんどすべての協同組合は、宗教的信条にかかわりなく組合員の加入を認めている。金融協同組合に最もよく見られるように、教会や宗教共同体が組織したいくつかの協同組合が存在する。こうした組織も、次の条件がある限り、原則を否定するものとは言えない。すなわち、他の宗教グループによる同様の協同組合の組織化を妨げないこと、コミュニティの非組合員を搾取しないこと、そしてとくに、地域の協同組合運動全体の発展を促進する責任を負うことである。

女性の参加の意識的拡大を

協同組合運動は、すべての個人、すべての国民の根源的な尊厳を信ずるものである。したがって協同組合は、性を理由とした組合員間の障害がないことを保証するために、なしうるすべてのことを行なうべきである。教育および指導者の能力開発計画において協同組合は、女性たち、および組合員内部のその他すべてのグループが、参加を歓迎され、促される状況を保証すべきである。

女性たちに特別の責任を与えることによって得られる経済的便益は、きわめて大きいものとなる。多くの協同組合においては、最も活発な利用者は女性たちである（例えば、消費者協同組合で最も買物をするのは女性である）。彼女たちは、自身が権利を持った組合員であるか、組合員の配偶者である。また、多くの協同組合では、組合員の多数は女性である。世界の大半の地域では、女

性たちが、ゆっくりと、しかし必然的に、経済的、社会的、そして政治的影響力を拡大しつつある。男性たちのニーズに対してと同様に、女性たちのニーズに応える用意のある運動は、21世紀の偉大な社会革命の一つに与するものである。

社会的差別の克服

組合員組織の原則は、「社会的差別」にも注意を向いている。「社会的」とは、何よりもまず、階級に基づく差別に関わるものである。協同組合運動は、その初期から、異なる階級の人々の連携を追求してきた。事実、この特性こそが、19世紀のその他のいくつかのイデオロギーから協同組合運動を区別するものである。

「社会的」とは、民族のアイデンティティや、ある場合には国民のアイデンティティをも含む、文化の問題に関わっている。この点での一般的な問題のとらえ方は、宗教の場合と同じである。

大半の協同組合は、本来、文化や言語にかかわりなく、すべての人々に開かれている。けれども、いくつかの協同組合は、独自の文化グループ、それもしばしば少数グループによって、組織されている。これらの協同組合は、宗教グループによって組織された協同組合と同様に、次の条件がある場合には、あらゆる存在の権利を備えている。すなわち、他の文化グループによる同様の協同組合の組織化を妨げないこと、コミュニティの非組合員を搾取しないこと、そしてとくに、地域の協同組合運動全体の発展を促進する責任を負うことである。

不適切な「人種」という概念

組合員組織の原則には、「人種」についての言及が含まれていない。多くの人が「人種」から想起するような问题是、原則ではむしろ「社会的」問題としておさえられている。これは、「人種」という思想が、人間を分類する不適切な方法として、否定されるべきものだと信ずるからである。「人種」は生物学的な違いを含意し、この概念こそ 150年の間に人類家族の分裂を生みだし、ほとんど理解を絶する偏狭な態度と戦争、大量虐殺をもたらしたものである。協同組合は最も広い社会

的役割においては、人々を団結させるために存在する。それゆえ、協同組合は、誤った仮定に基づく人類の分類を受け入れることはできないのである。

教育と民主主義を内包する組織

組合組織の原則は、教育の原則および民主主義の原則と密接に関連している。組合員組織は、自らの役割について知らされる場合に、また、組合員と選出された指導者、経営者、および（適切な場合）従業員との間に効果的なコミュニケーションがある場合に、はじめてその役割を果たすことができる。

指導部に求められる組合員を代表する能力

さらに、組合員組織が相談を受け、選出された指導部が組合員の多様性を反映させるときに、はじめて組合員組織は参加の実感を持つことができる。選出された指導者や経営者、スタッフが有能であることは、もちろん必要であるが、彼らがサービスを行なう組合員組織の意志を反映することも必要である。指導者たちを選出する場合、組合員は、指導者たちが有能であること、または速やかに有能になりうることを要求しなければならない。組合員は、その有能さの一つの基準が、組合員の宗教的・政治的背景や、性別、文化、年齢のいかんにかかわらず、組合員を代表する能力であることを、認識していかなければならない。

組合員組織のあり方が協同組合のあり方を決める

「組合員組織」は、すべての原則の中で、疑いもなく最大の原則でありながら、実際には、しばしば最も過小評価されてきた。その本質においては、組合員組織の原則は、協同組合と協同組合が中心的にサービスを行なう人々の間には、特別の関係がなければならない、ということを意味するものである。両者のこの関係は、協同組合が行なう事業を規定し、その事業方法に影響を与え、協同組合の将来計画を形成するものでなければなら

ない。さらに「組合員組織」の中心的役割を認めることは、協同組合が自らの主要な存在理由として、組合員に対する特に高いレベルのサービスを追求することを、意味するものでなければならぬ。

3. 「民主主義」の原則

「民主主義」は、複雑な言葉である。民主主義を権利の一覧として考えることが有益かも知れない。この中でも政治的なレベルの権利のための闘いが、過去2世紀の歴史の共通のテーマであった。協同組合の内部においては、「民主主義」は、権利、より正しくは権利と責任に関する考察を含んでいる。しかし民主主義は、それ以上のことを意味する。すなわち、それは、協同組合内部の民主主義的精神を促進するという、終わることのない、困難だが価値ある、本質的な任務を意味している。

①組合員が制御する参加型組織

1995年の声明における民主主義の原則の最初の文は、次のように述べている。「協同組合は、組合員が積極的に制御する民主主義的な参加型組織である」。この文は、民主主義の過程について、幅広い解釈を許す形でその質を示している。協同組合は、次の各文に示される、構造的な特質において、民主主義的な存在である。すなわち協同組合は、「組合員が積極的に制御する」「参加型組織」である。参加および積極的な制御の範囲は定義されていない。実践においては、それらは様々な姿をとるだろう。例えば、労働者協同組合の組合員は、恐らく保険協同組合の組合員以上に、協同組合の日々の運営に対して、より大きな関心を持つことであろう。

けれども、協同組合が組合員による参加の水準を評価し、自らが実践する民主主義の質に重大な関心を払わなければならない、ということは、民主主義の原則の避けることのできない要件である。

②民主主義的管理と制御の方法

第2、および第3の文は、次のように述べている。「第一次協同組合においては、組合員は一人

一票の平等な投票権を享受する。その他のレベルの協同組合においては、適切な民主主義的方法で管理を遂行し、制御を実施する」。

この二つの文は、協同組合の投票における慣習的な規則について述べたものである。第一次協同組合のための規則は、自明である。第一次協同組合以外のレベルの協同組合のための規則は、幅広い解釈が可能になっている。それは、与えられた環境の中で、民主主義がどのようなものであるかを最もよく定義できるのは、協同組合運動自身である、という信念に基づいている。多くの第2次、第3次協同組合では、利益の違いや、協同組合を構成する組合員組織の規模、加盟協同組合への参加の度合いを反映するように、比例投票制が採用してきた。

こうした取り決めは、定期的に見直されるべきである。こうした取り決めるに参加している協同組合のうち、最も小さい協同組合が、ほとんど影響力を持たず、実際には権利を奪われていると感じるとすれば、こうした方法は、一般的にいって、不十分なものである。

③参加の促進は指導部の任務である

最後の文は、次のように述べている。「協同組合の管理に責任を負う男女は、組合員、管理者およびその他の従業員を、それぞれの役割に応じて、意思決定と政策の策定に参加させる」。

この文は、組合員主権を否定するものではない。組合員は、協同組合の内部における究極的権威を有する。自分たち自身の集会においてあれ、適切に選出された代表を通じてあれ、組合員が主権者である。けれども、組合員、選出された指導者、経営者、および（適切な場合）その他の従業員といった、協同組合の中の各グループは、それぞれ固有の役割と責任を持っている。この文は、単に、ある協同組合を組合員の信任を受けて指導する人々に次のことを思い起こさせるものである。すなわち、彼ら指導者たちは、協同組合と密接に関係するすべてのグループから、たえず適切な勧告と参加を得られるように努めなければならない、ということである。そのために彼らがどの

ように行動するかを指定することはできない。なぜなら、そのための行動は、協同組合のタイプや、協同組合を取り巻く文化によって、大きく異なるてくるからである。

4. 財務構造

財務構造に関する原則は、次のように述べている。「組合員は、自らの協同組合の資本に平等に貢献し、事業の成果の配分を平等に配分する。通常、協同組合の資本の少なくとも一部分は、集団的に所有され、協同組合の長期的な存在目的の増進に用いられる。協同組合は、資本に対する利子を支払うことができるとともに、協同組合を取り巻く社会の基準に従って、公正な報酬を従業員に対して支払う。組合員は、次の諸目的のいずれか、ないしはすべてに剩余を配分する。すなわち、①協同組合の事業の発展、②組合員の協同組合への参加の度合いに応じた利益の還元、ならびに③協同組合運動のいっそうの発展の促進である。」

財務における二つの挑戦

—資本の調達と公正な報酬

協同組合の制御と目的は、組合員のニーズに基づき置いている。活動を行なう上で、ほとんどすべての協同組合は、資本を必要とし、人々を雇用する。したがって、協同組合が直面する永遠の挑戦課題の一つは、現在のニーズと将来予測されるニーズをみたすのに十分な量の資本を調達し、活用できるように、組合員が自分たちの相互の利益をどのように組織するか、ということである。人々を雇用する協同組合において、もう一つの一貫した挑戦課題は、公平な雇用者になることである。これらの、組合員制御と資本形成、人々の雇用、という協同組合企業の3つの要素は、それぞれが協同組合の資源に対して請求権を持っているがゆえに、完全に分離することができない。この財務構造の原則は、協同組合活動が依拠すべき経済構造を論ずるものである。

協同組合への投資は組合員の責任

財務構造の原則の最初の文は、次のように述べている。「組合員は、自らの協同組合の資本に平等に貢献し、事業の成果の配分を平等に配分する」

この文は、とりわけ最近数年間の間に協同組合の内部で生じた一つの問題を指摘している。すなわち、増大する資本への要求に応えるのに、十分な資金をどのように調達するか、という問題である。この文は、組合員が、自分たちの協同組合の活動から便益を受ける権利があるのと同様に、自分たちの能力の範囲内で協同組合に投資する責任があることを示している。これまで、あまりに多くの協同組合が、自らの組合員に対して、ごく少額の出資による初期投資だけを求めてきた。組合員が協同組合に参加する全期間を通じて、資本に貢献するように求め、あるいは要求する方法を、もっと考えなければならない。

非分割の集団資本の意義

「通常、協同組合の資本の少なくとも一部分は、集団的に所有され、協同組合の長期的な存在目的の増進に用いられる」。協同組合は一面では共同体でもあって、単なる諸個人の連合体ではない。こうした理由から、協同組合の資産の一定部分は、非分割でなければならない。これは協同組合の一方の基盤である相互扶助の物質的表現である。

出資に対する利子の取り扱い

「協同組合は、資本に対して、競争的な利率を支払うことができる」という文言の主旨は、出資を、支払を受ける参加の形式とするかどうかについては、それぞれの協同組合が決定すべきことである、という点にある。いずれにおいても、組合員主権の土台を崩さないことは前提である。協同組合加入時に通常見られるように、組合員の協同組合への投資が最小限の場合、利子は支払われない。同様に、多くの協同組合は、組合員が輪番制で、あるいは退職まで、自らが受け取った配当の一定部分を、協同組合に定期的に拠出することを期待している。この場合、大半の協同組合は、持

統的な参加や将来の配当から利益を享受する組合員に対しては、利子を払わないであろう。しかしながら、協同組合が資本に関する特別の訴えを行なうことも考えられる。この場合は、利子を払うことが選択されるかも知れない。

組合員主権を後退させてはならない

けれども、多くの協同組合は、資金の調達により重大な関心を払わなければならなくなり、その方法について、より想像力を働かせなければならなくなるだろう。しかしながら、資金調達を行なう場合、多くの協同組合は、その新たな取り組みが、資本に対するニーズをあまりに大きく強調することによって、組合員主権という本来的あり方を後退させないように、配慮しなければならない。資本ニーズの強調による組合員主権の後退は、今後協同組合が直面する最大の挑戦課題の一つであることが予想される。

社会的基準にしたがった公正な労働報酬

協同組合は、「協同組合を取り巻く社会の基準に従って、公正な報酬を従業員に対して支払う」。協同組合は、長年にわたって、良き雇用者であり続けた。「人間に対する根本的尊敬」に基づき組織として、協同組合は従業員に対して公正な報酬を支払う義務を有する。だが協同組合が、自らの競争相手を著しく上回る従業員コストを受け入れることは不可能である。こうした理由から、「協同組合を取り巻く社会の基準に従って」という文言が加えられた。

剰余の配分—協同組合の発展を第一に

「組合員は、次の諸目的のいずれか、ないしはすべてに剰余を配分する。すなわち、①協同組合の事業の発展、②組合員の協同組合への参加の度合いに応じた利益の還元、ならびに③協同組合運動のいっそうの発展の促進である」。

協同組合が剰余を得た場合、組合員、ならびに選出された指導者や経営者、他の従業員は、協同組合の長期的存続の保証に責任を持つ。具体的に

は、まず組合員は、協同組合の事業がどうしたら発展できるか、どのように発展させるべきかということを、常に、まず考えるべきである。第2に、協同組合は組合員の参加に基づいて、剰余を組合員に配分すべきである。最後に、協同組合は、剰余の一定部分を協同組合運動の全体的な発展のために用いることを選ぶことができる。この最後の配分が奨励されなければならない。なぜなら、多くの国では、運動の全体的促進に対して適切な支援が行なわれていないからである。

5. 教育

協同組合は、長年にわたって教育に深く関与してきた。教育に関する1995年の原則は、次のように述べている。「協同組合は、組合員と指導者、および従業員が、各自の役割を理解し実行するに当って、お互いに教えかつ学ぶことができるよう、相互的で継続的な教育計画を促進する。協同組合は、公衆、とくに若い人々やオピニオン・リーダーに対して、協同組合運動の本質に関わる情報を伝える責任を有する」。

有益な相互教育

この原則改定の意図は、協同組合内の教育には相互的性格があることを示すことである。自分たちの協同組合の組合員のニーズを理解し、新たな機会を見出そうとしている指導者たちにとって、教育のこの相互的性格は、きわめて有益である。それはまた、あらゆる種類の協同組合に熱心に参加しているすべての人々の将来的発達にとっても、価値あるものである。

6. 協同組合間協同

協同組合間協同の原則は、次のように述べている。「協同組合は、自らの組合員とコミュニティの利益に最もよく奉仕するために、地域的、地方的、全国的、国際的に、あらゆる実践的方法で他の協同組合と積極的に協同する」。

組合員とコミュニティのために

この原則は、ますます重要になっている。他の原則の場合と同様、協同組合間協同の原則も、共同の取り組みの中心は組合員の利益であることを強調している。本原則はまた、協同組合間協同の活動がコミュニティにとっていかに重要であるかを示すとともに、組織のあらゆるレベルで共同の活動を考えることが決定的に重要であることを示している。

7. 自律

世界のあらゆる地域の協同組合は、国家との関係からきわめて大きな影響を受けてきた。各国政府は、協同組合が機能することになる法制的枠組みを決定している。課税や経済・社会政策において、政府は、協同組合の取扱いを、促進的にも阻害的にもすることができる。こうした理由から、すべての協同組合は、政府とのオープンかつ明瞭な関係を発展させることに、重大な関心を払わなければならない。

政府との関係における自律

自律の原則は、資本が制御する企業が政府との取り引きにおいて自律的であるのと全く同様に、協同組合も自律的でなければならない、という本質的な要件を強調するものである。

自律の原則は、次のように述べている。「協同組合は、組合員が制御する自律的な相互扶助組織である。協同組合が政府、その他の組織と協定を結ぶ場合、協同組合は自らの自律性を保障し、かつ双方が承認しうる条件において、自由な立場からそれを行う。」

資本との関係における自律

原則は、「他の組織との協定」についても言及している。世界中の協同組合が民間部門の企業と共同プロジェクトを結ぶことが、かつてなく一般化してきている。こうした傾向が今後逆転すると

信ずる理由はない。自律の原則は、こうした取り決めにおいて、協同組合の協同組合としての長期的存続を保証することの重要性を指摘するものである。

8. コミュニティ

協同組合がコミュニティのニーズに自覚的であることが重要になっている。最後の原則は、このことについて触れたものである。組合員が住んでいるコミュニティ、逆に組合員が影響を与えるコミュニティのニーズについて、協同組合は自覚的でなければならない。コミュニティの原則は、次のように述べている。「協同組合は、自分たちが存在するコミュニティに重大な関心を払う。協同組合は、組合員のニーズに焦点を当てる一方で、環境を尊重し組合員に受け入れられる政策を通じて、コミュニティの持続可能な発展のために奮闘する」

持続可能な社会の形成にむけて

コミュニティの原則は、組合員の利益が中心であることを、もう一度強調する。だがそれと同時に、協同組合の内部で長年にわたって続けられてきた、健康な環境の創造と経済活動の持続に対する積極的な関与について、あらためて想起させるものである。